

嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守 要求仕様書

1 件名 嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守

2 目的

嬉野市（以下「市」という。）小学校及び中学校における学校徴収金業務に関して、現行の集金袋による現金集金から口座振替による集金に変更するとともに、学校徴収金管理システムを導入することにより収納事務等を自動化し、保護者の利便性の向上、事務負担の軽減及び事務処理の効率化を図ることを目的とする。

3 業務範囲

嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守に係る業務の範囲は次のとおりとする。

- 【1】学校徴収金管理システムの導入（調達・構築・設定）
- 【2】学校徴収金管理システムの運用保守（操作支援・保守）
- 【3】完成図書・提出書類の作成

4 契約履行期間

(1) システム導入（調達・構築・設定等）

契約の日から令和6年3月31日まで

(2) システム利用

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

※システム利用については、令和5年11月1日から現金入金情報の入力等、収納に係る作業を先行して利用できるものとし、本格運用開始は、令和6年4月1日からとする。

5 履行場所等

履行場所は、下記のとおりとする。また、納入等にあつては、各学校事務担当者と事前に日時等の打合せを行うこと。

- (1) 嬉野市教育委員会 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地
- (2) 嬉野市立小学校（8校） 別表のとおり
- (3) 嬉野市立中学校（4校） 別表のとおり

(別表)

	学校名	所在地	備考
小学校	五町田小学校 (谷所分校含)	嬉野市塩田町大字五町田甲 3717 (谷所分校) 大字谷所乙 684-1	各学校の指定された教職員用パ

	久間小学校	嬉野市塩田町大字久間乙 1885	ソコンに導入
	塩田小学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲 3817	
	嬉野小学校	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1647	
	轟小学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙 2597	
	大野原小学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙 720	
	吉田小学校	嬉野市嬉野町大字吉田丙 2997-1	
	大草野小学校	嬉野市嬉野町大字下野丙 80	
中学校	塩田中学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1801	
	嬉野中学校	嬉野市嬉野町大字下宿甲 2786	
	大野原中学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙 720	
	吉田中学校	嬉野市嬉野町大字吉田丙 3016	

6 基本的事項

- (1) 設定等については、情報セキュリティの確保に向けて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省 令和4年3月一部改訂版）及び嬉野市で定めるセキュリティポリシーを踏まえ、適切に実施すること。
- (2) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験・技術等を有する担当者を配置すること。
- (3) 業務の実施にあたって、方針等については、市の指示及び承諾を受けるものとし、必要に応じて学校等とも協議を行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに市と協議すること。
- (5) 市提供資料の取扱い
 - ① 市が提供する対象校の資料は、関係者以外配布禁止とし、取扱いに十分注意すること。
 - ② 受注者は、提供された資料を本業務以外で使用しないこと。
- (6) 本システムを導入する際に、追加費用なく別途提案できることがあれば提案すること。

7 業務の内容

【1】学校徴収金管理システムの導入（調達・構築・設定）

本仕様書を満たすシステム・サービスを受注者が調達あるいは開発し、各小中学校が利用できるように導入作業を行うこと。

(1) システムに求める基本的な考え方

- ① システムは、標準サービスとして調達可能な実績のあるパッケージシステムの導

入を前提とする。

- ②本仕様書に基づく機能を満たすシステムによる短期間で高品質なシステムの導入により、導入コストの低減、教職員の事務負担の軽減及び事務処理の効率化を図るものとする。
- ③学校教育法、児童手当法等関連する法や規則等に改正があった場合、機能改善等の提案を行うこと。法改正に伴う機能改善に伴う費用は、軽微なものを除き協議し決定する。
- ④契約期間終了後、他のシステムに移行する場合は、移行を円滑に行うために、システム内の全データを CSV 等の汎用的なデータ形式で出力できること。

(2) システムセキュリティ要件

- ①システム利用時にユーザ ID やパスワード等で利用者認証すること。
- ②システム利用者アカウントを管理（登録、更新、権限設定、停止、削除）し、また、システムにアクセスする者それぞれの役割に応じて、利用可能な機能、アクセス可能なデータ、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。
- ③適切なシステムの操作記録（ログイン記録、操作）を取得すること。
- ④サーバー等への不正アクセスや情報漏洩を防ぐ仕組みを有していること。
- ⑤情報セキュリティの向上に資する機能や取り組みについて、提案書に記載すること。

(3) 対象範囲

本業務の対象範囲は次のとおりとする。

システム名	業務内容
学校徴収金管理システム	各費用の徴収（集金計画・口座振替、納付書発行、還付）、各徴収金の納入状況管理、未納者に対する督促状等発行、学年別費目別出納管理、業者等への支払管理、決算報告処理ができるもの (1) 口座振替や現金による収納 (2) 未納金の管理 (3) 保護者への還付 (4) 費目別出納簿や決算報告等の会計処理 (5) 保護者への各種お知らせ作成 (6) 金融機関とのデータ授受（データ伝送） ※ 学校徴収金管理システムは標準サービスとして調達可能であること。 ※ 機能概要は、「別紙 2」のとおりとし、追加機能等についても提案すること。

(4) 構築・設定について

- ①学校徴収金管理システムは、現在、各学校に設置している校務用サーバー機、あるいは、クラウドサービスのいずれかを活用する方法により提供すること。
なお、各クライアント機（校務用パソコン）に対するセットアップ及びネットワーク設定等は本調達に含むものとする。
- ②校内ネットワークは、教育用・GIGA 学習用・校務用に分かれており、本業務は校務用ネットワークを使用する。
- ③五町田小学校谷所分校については、本校となる五町田小学校の校務用サーバーにアクセスして利用する（VPN 回線を使用）ための校内ネットワーク設定を行うこと。
- ④システムの構築にあたっては、パッケージソフトを基本とし、市の必要機能に適合させるものとするが、パッケージソフトの機能の範囲で調整するものとし、システムの根幹にかかるカスタマイズは原則実施しないものとする。
- ⑤システムの自動バックアップができる環境を構築し、日次で自動取得されること。
- ⑥児童生徒に関する個人情報の管理を的確に行い、データの改ざんやシステムの不具合などについて、いつ誰がシステムにログイン又はログアウトしたのかをアクセスログや操作履歴を残し、必要に応じて確認できること。

【動作環境】 現在、学校に整備している機器の動作環境は、以下のとおり。

① サーバー機(小学校 8 校)…各学校に 1 台（※大野原中学校分含む）

OS	Windows Server Standard 2022
CPU	インテル Xeon Silver 4208 プロセッサ(2.10GHz 8コア)
メモリー	8GB
HDD	600GB×4(RAID5)
Port	2ポート(1000BASE-T)
ソフトウェア	Windows Server Standard Core 2022 Windows Server 2022 デバイス CAL
その他	○NAS バックアップ用 HDD IODATA HDL-Z19WATA ○セキュリティ NetSHAKER スクールエッジ Ver. 1.0

② サーバー機(中学校 3 校)…各学校に 1 台（大野原中学校は小学校に含む）

OS	Windows Server Standard 2019
CPU	インテル Xeon Bronze 3204 (1.90GHz)

メモリー	8GB
HDD	300GB×3 (RAID5)
Port	2 ポート (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)
ソフトウェア	Windows Server Standard Core 2019 Windows Server 2019 デバイス CAL
その他	○NAS バックアップ用 HDD バッファロー WS5420DN04W6 ○セキュリティ NetSHAKER スクールエッジ Ver. 1.0

③ 校務用パソコン

OS	Windows 10 Pro / Windows 8.1 Pro マウスとキーボードでの操作
CPU	Core i5-8265U GHz / Core i5-9500
メモリー	4GB
統合ソフト	Microsoft Office 2019 Standard、 Microsoft Office 2013 Standard
ソフトウェア	・ Adobe Reader DC ・ ウィルスバスター corp. クライアント (※小学校端末) ・ ウィルスバスタークラウド (※五町田小谷所分校のみ) ・ ESET Endpoint Security (※中学校端末)
ネットワーク	無線 LAN 利用 (校務用ネットワークのみを分離) プリンター接続あり
その他	○Internet Explorer 11、Microsoft Edge、 Google Chrome

(5) 導入・利用スケジュール

本システムの本格稼働開始日(口座振替による収納開始)を令和6年4月1日とし、それまでに、マスタの登録、児童生徒情報、口座情報などを含む初期データ入力などセットアップ作業及び操作研修を実施するものとする。

受注者は、円滑にシステムの運用を開始できるよう配慮し、全行程を通じて無理のないスケジュール及び体制をとること。また、詳細な実施スケジュールは受注者が作成し、市の承認を得ること。

①令和5年度 11月1日～(現金集金での利用)

口座振替導入前の現状の現金集金でのシステム導入により、学校事務職員への

システムへの習熟を図るとともに、学校徴収金会計事務の効率化を図る。

受注者は、システムの操作指導を実施するものとする。

②令和5年度（口座振替導入準備）

金融機関と口座振替契約を締結のうえ、保護者が提出する口座振替依頼書についてシステムへの入力を行う。受注者は、口座振替の導入に向け、金融機関との書契約に関する助言、口座振替依頼書のデータ入力の支援等を行う。

③令和6年度 4月～（口座振替での利用）

システムを利用して口座振替を開始する。受注者は、口座振替でのシステム利用における操作指導を行うものとする。

(6) セットアップ

令和5年10月31日までに利用可能な状態でシステムを導入すること。受注者は、学校別に、以下のセットアップ業務を行うこと。

- ①クラス名簿、口座情報データ及び集金計画等をもとに、各学校のマスターファイルを作成すること。
- ②校務用サーバー及びパソコンにインストールを行う場合は、稼働確認をすること。
- ③クラウド環境の設置場所は、日本国内のデータセンターで運用設置されていること。
- ④取り扱うデータは日本国内のみでの管理とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。
- ⑤通信および蓄積データに対して暗号化を行えること。
- ⑥サーバー等システム機器について、適切にウイルス対策を行うこと。
- ⑦サーバーには、情報の漏えい又は改ざんを防ぐために、データに対するセキュリティ対策を行うこと。

【2】学校徴収金管理システムの運用保守（操作支援・保守）

(1) サポート

- ①教職員に、システム説明・操作指導等の研修を行うこと。
- ②金融機関との口座振替データ照合テストの支援を行うこと。
- ③利用者マニュアルの作成、導入前研修の実施などのサポートを行うこと。
- ④システムの利用に際し、教職員からの問合せに対応できる体制をとること。対応時間等を提示すること。
- ⑤障害発生時に即時・早期の復旧が可能な対策を行うこと。
- ⑥その他保守サポートについて、追加費用を必要とせず提供できる機能追加など有効な提案があれば併せて提案すること。

【3】完成図書・提出書類の作成

受注者は以下の書類を紙媒体 1 部及び電子媒体（CD - R 又は DVD - R）で提出すること。なお、電子媒体については市のクライアント PC にて読み取り可能な形式（PDF など）で提出すること。

- (1) 作業実施計画書
- (2) システム設計・設定書
- (3) 利用者向け操作マニュアル（電子データ及び紙文書）
- (4) 学校徴収金管理システムインストーラ
- (5) データ入力件数報告書（電子データ及び紙文書）
- (6) 利用者端末インストール作業報告書

8 見積書等について

- (1) 本仕様書に記載した全ての事項（調達、構築、各種設定、動作確認、保守等一式）にかかる費用を含め積算し、システムの導入経費とセットアップに必要なシステム運用経費（1 カ月のシステム利用料・システムサポート料）について見積もりすること。なお、積算内訳を明確に示すこと。

①導入に係る費用は今年度のみとすること。

②各要件以外に発生する費用がある場合は、その費用も示すこと。

③口座振替依頼書データ入力料金はシステムの導入経費、利用料・システムサポート料とは別に要する場合は、1 件あたりの金額を見積もるものとする。

④データ入力作業に係る費用は仕様書「別紙 1」児童生徒数を基に見積もること。

(2) 支払い方法

支払いは、毎月払いを基本とする。支払いの開始はシステム利用を開始する令和 5 年 11 月 1 日からとし、令和 10 年 10 月 31 日までの 60 回の分割払いとする。

※地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約のため、次年度以降において、予算の減額又は廃止等による契約の変更又は解除等があり得ることに留意すること。